

株主各位

(証券コード 3091)

2024年3月5日

(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

名古屋市名東区平和が丘一丁目75番地

**株式会社 ブロンコビリー**

代表取締役社長 竹市 克弘

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.bronco.co.jp/corporate/ir/>  
(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ブロンコビリー」または「コード」に当社証券コード「3091」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、**本株主総会開催当日にご出席されない場合、電子提供措置事項掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット等または書面により2024年3月25日（月曜日）午後6時までに事前の議決権行使をいただきませうようお願い申し上げます。**

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
<b>2 場 所</b>	名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）2階 大ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） ※今回の2024年3月26日開催、当社第42期定時株主総会の会場から、従来のホテルメルパルク名古屋から「ウィンクあいち」に変更になっております。お間違えないようご注意ください。
<b>3 会議の目的事項</b>  <b>報告事項</b>   <b>決議事項</b>	1. 第42期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第42期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件  第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
<b>4 議決権行使についての案内</b>	「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様におかれましては、基準日（12月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人またはお取引証券会社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、有効に議決権を行使いただきました株主の皆様には、各議案の賛否にかかわらず、株主様お一人につきお食事券1,000円分を後日お送りさせていただきます。(2024年5月上旬発送予定)

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネット等で議決権を行使される場合



次頁「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を入力してください。

**行使期限** 2024年3月25日(月曜日) 午後6時入力分まで

機関投資家の皆様へ 「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年3月25日(月曜日) 午後6時到着分まで

## 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら招集ご通知をご持参いただくとともに、「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。

**日時** 2024年3月26日(火曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時15分)

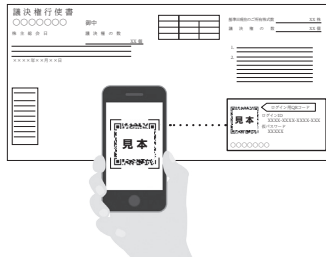
- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

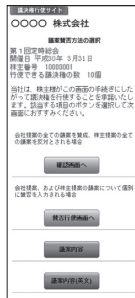
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- ※午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※パソコンやスマートフォン等のご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担になります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

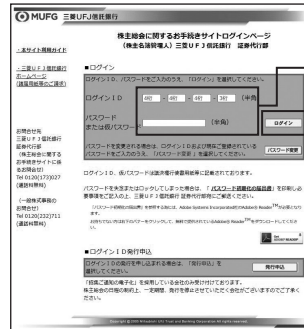
## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章～第4章 第17条 【省略】	第1章～第4章 第17条 【現行どおり】
[取締役の員数] 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。	[取締役の員数] 第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当会社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u>
[取締役の選任および解任] 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	[取締役の選任および解任] 第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2. ～4. 【省略】	2. ～4. 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p>[取締役の任期]  第20条 1. 【省略】  (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条 【省略】  [取締役会の招集手続き]  第22条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 【省略】</p>	<p>[取締役の任期]  第20条 1. 【現行どおり】  2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>  4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 【現行どおり】  [取締役会の招集手続き]  第22条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の3日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[取締役会の決議の省略]</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条 【省略】</p> <p>[取締役会の議事録]</p> <p>第26条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 【省略】</p>	<p>[取締役会の決議の省略]</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>[業務執行の決定の取締役への委任]</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 【現行どおり】</p> <p>[取締役会の議事録]</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[代表取締役および役付取締役]</p> <p>第27条 当会社に取締役社長を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって、取締役の中から選任することができる。</p> <p>2. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>3. 【省略】</p> <p>[業務執行]</p> <p>第28条 社長は、当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 社長に事故等があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p> <p>[取締役の報酬等]</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 【省略】</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>[監査役および監査役会の設置]</p> <p>第31条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>[代表取締役および役付取締役]</p> <p>第28条 当会社に取締役社長を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から選任することができる。</p> <p>2. 社長のほか、取締役会の決議により、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>3. 【現行どおり】 (削 除)</p> <p>[取締役の報酬等]</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第30条 【現行どおり】</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>[監査等委員会の設置]</p> <p>第31条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>[監査役の員数]  <u>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p>[監査役の選任]  <u>第33条 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	(削 除)
<p>[監査役の任期]  <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>[常勤監査役]  <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>[監査役会の招集手続き]  <u>第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>[監査等委員会の招集手続き]  <u>第32条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>[監査役会規程]  <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>[監査等委員会規程]  <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[監査役会の議事録]</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 前項の議事録は、原本を10年間本店に備え置く。</p> <p>[監査役の報酬等]</p> <p>第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>[監査役の責任免除]</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第41条～第43条 【省略】</p>	<p>[監査等委員会の議事録]</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. 前項の議事録は、原本を10年間本店に備え置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第35条～第37条 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[会計監査人の報酬等]</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第45条～第49条 【省略】</p> <p>(附則)</p> <p>(電子提供経過措置等に関する経過措置)</p> <p>1 第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>[会計監査人の報酬等]</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第43条 【現行どおり】</p> <p>(削 除)</p> <p>[監査役の実任免除に関する経過措置]</p> <p>当社は、第42回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

**第2号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、現任取締役7名全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとしませす。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	たけいち かつひろ <b>竹市 克弘</b> (1975年2月10日)	2003年 4月 当社入社 2004年 2月 当社守山店店長 2005年 8月 当社コミサリーチーフマネジャー 2006年12月 当社取締役営業担当 2007年 3月 当社取締役製造購買担当 2008年 6月 当社取締役第1営業部長 2009年 3月 当社常務取締役第1営業部長 2012年 3月 当社代表取締役専務第1営業部長 2013年 3月 当社代表取締役社長 2014年 3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2019年 1月 当社代表取締役社長（現任） 2022年 7月 株式会社松屋栄食品本舗 代表取締役会長 2024年 1月 同社取締役会長（現任）	332,873株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 竹市克弘氏は入社以降、営業部門、製造・購買部門など多岐にわたる業務に従事し豊富な業務知識・経験を有しております。2013年より代表取締役社長に就任し、豊富な経験・幅広い見識とリーダーシップを今後も当社の事業発展に十分活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	さかぐち しん き <b>阪口 信貴</b> (1970年5月21日)	1994年 4月 株式会社エンジニアリングフジ入社 1996年 6月 株式会社プラザデザインコンサルティング入社 2002年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2005年12月 同社G T S 事業・F M S 企画部長 2010年 7月 同社I T S 事業・ビジネスオペレーション統括部長 2014年 1月 同社I T S 事業・I T プラクティス・リード部長 2015年 1月 同社クラウド事業統括・クラウドサービス第一営業部 営業部長	7,684株
		2016年 5月 当社入社、人事総務部長 2017年 3月 当社取締役人事総務部長 2019年 2月 当社取締役人事総務部長兼人事総務部人事部長 2019年 3月 当社常務取締役人事総務部長兼人事総務部人事部長 2021年 6月 当社常務取締役コーポレート本部長兼人事部長 2022年 3月 当社専務取締役コーポレート本部長兼人事部長 2022年 4月 当社専務取締役コーポレート本部長兼総務部長 (現任)	
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>阪口信貴氏は、人事・総務・システム関連業務に携わり、豊富な業務知識・経験を有しております。2016年に当社入社後、取締役人事総務部長を経て、2022年より専務取締役に就任しております。本部管理部門全般を所管した実績と前職から培われた豊富な知識・経験を今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">でぐち ゆうじ <b>出口 有二</b> (1973年6月17日)</p>	<p>1992年 9月 当社入社</p> <p>1995年 9月 当社大曽根店店長</p> <p>2001年12月 当社営業部エリアマネジャー</p> <p>2005年10月 当社営業部営業第1課長兼エリアマネジャー</p> <p>2006年12月 当社取締役営業担当東地区</p> <p>2008年 6月 当社取締役第1 営業部東地区担当</p> <p>2009年 6月 当社取締役第2 営業部長</p> <p>2017年 4月 当社取締役営業本部副本部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長</p> <p>2019年 1月 当社取締役営業本部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長</p> <p>2019年 2月 当社取締役営業本部長兼東海第1 営業部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長</p> <p>2019年 3月 当社常務取締役営業本部長兼東海第1 営業部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長</p> <p>2019年 5月 当社常務取締役営業本部長兼東海第1 営業部長兼関西営業部長</p> <p>2021年 6月 当社常務取締役営業本部長兼西日本地区統括部長</p> <p>2022年 7月 当社常務取締役営業本部長兼西日本地区統括部長兼関西営業部長 (現任)</p>	29,930株
		<p><b>【取締役候補者として選任した理由】</b></p> <p>出口有二氏は入社以降、主として営業部門に携わり、豊富な業務知識・経験を有しております。2006年に取締役に就任したのち、2019年より常務取締役に就任しております。営業部門を所管した実績と業務を通じて培われた豊富な知識・経験・リーダーシップを今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	みやもと たく 宮本 卓 (1978年12月27日)	2001年 4月 当社入社 2003年 2月 当社浜松三方原店店長 2006年 8月 当社コミサリーマネジャー 2006年12月 当社コミサリーチーフマネジャー 2008年 6月 当社製造部長 2012年 3月 当社取締役製造部長 2017年 4月 当社取締役商品部長 2021年 6月 当社取締役商品本部長兼製造部長兼商品部長 2022年 4月 当社取締役商品本部長 (現任) 2022年 7月 株式会社松屋栄食品本舗 取締役 2023年 4月 同社取締役社長 2024年 1月 同社代表取締役社長 (現任)	6,422株

【取締役候補者として選任した理由】

宮本卓氏は入社以降、営業部門を経て製造・商品部門に携わり、豊富な業務知識・経験を有しております。2012年取締役製造部長に就任したのち、2021年より取締役商品本部長に就任しております。製造・商品部門を所管した実績と豊富な知識・経験を今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。現任の取締役である候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、監査等委員会設置会社に移行することとなるため、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひらの ようじ <b>平野 曜二</b> (1951年11月4日)	1982年 4月 弁護士会登録・弁護士業 1988年 4月 平野曜二法律事務所開設 (現任) 2007年 8月 当社社外取締役 2019年 3月 当社監査役 (現任)	一株
<b>新任</b>	【監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 平野曜二氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき会社経営者への助言等を行っており、それらを当社の監査にも活かしていただいております。今後は、当社の監査等委員会設置会社への移行を機に、その経験と見識を当社の経営判断にさらに活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	しもの まさつぐ <b>下野 雅承</b> (1953年12月11日)	1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年 4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当 2003年 7月 同社常務執行役員 サービス事業担当 2007年 1月 同社専務執行役員 2010年 7月 同社取締役副社長執行役員 2016年 6月 TOTO株式会社 社外取締役 2017年 9月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役副会長 2020年 1月 同社名誉顧問 (現任) 2020年 3月 当社社外取締役 (現任) 2022年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ執行役員 (現任) 株式会社みずほ銀行 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ・日本アイ・ビー・エム株式会社 名誉顧問 ・株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ執行役員	一株
<b>新任</b>	【監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 下野雅承氏は、長年会社経営者として優れた実績を上げてこられ、ITのみならず豊富な経験と幅広い見識を有しております。豊富な経験と幅広い見識から当社の業務執行に対する監督・助言等をしていただいております。引き続きその経験と見識を当社の経営判断に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		



候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">新任</p>	<p style="text-align: center;">かみ や とくひさ <b>神谷 徳久</b> (1972年5月3日)</p>	<p>1997年 4月 有限会社東亜コーポレーション (現 株式会社東亜コーポレーション) 設立 取締役</p> <p>1999年 1月 有限会社クリエイト株式会社設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2001年 1月 株式会社東亜エンタープライズ設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2002年 1月 有限会社ジョイジョイ二十一 (現 有限会社東亜フロンティア) 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2006年 3月 株式会社東亜コーポレーション 代表取締役 (現任)</p> <p>2019年 3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2022年12月 株式会社東亜ホールディングス設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2023年12月 東亜事業協同組合 代表理事 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有限会社クリエイト株式会社 代表取締役</li> <li>・株式会社東亜エンタープライズ 代表取締役</li> <li>・有限会社東亜フロンティア 代表取締役</li> <li>・株式会社東亜コーポレーション 代表取締役</li> <li>・株式会社東亜ホールディングス 代表取締役</li> <li>・東亜事業協同組合 代表理事</li> </ul>	一株
		<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>神谷徳久氏は、会社経営者として優れた実績を上げてこられ、出店戦略や豊富な経験と幅広い見識を有しております。豊富な経験と幅広い見識から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただいております。引き続きその経験と見識を当社の経営判断に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	うすい けんいちろう 臼井 健一郎 (1973年2月4日)	1996年 5月 株式会社ジャパン・プロポーザル・アド入社 2000年 9月 アークランドサービス株式会社 (現アークランドサービスホールディングス株式会社) 入社 2004年11月 同社 営業本部長 2005年 7月 同社 常務取締役営業本部長 2006年 1月 同社 代表取締役社長 2010年10月 サト・アークランドフードサービス株式会社 取締役 2013年11月 ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD. 代表理事 2014年10月 アークランドマルハミート株式会社 代表取締役社長 2015年 1月 アークランドサービス株式会社 代表取締役会長兼CEO 2015年 9月 エバーアクション株式会社 代表取締役社長 2016年 7月 アークランドサービスホールディングス株式会社 代表取締役社長 2017年 7月 株式会社バックパッカーズ 代表取締役 2020年 5月 株式会社ミールワークス 代表取締役社長 2020年 6月 コスミックダイニング株式会社 (現 コスミックSY株式会社) 代表取締役 清和ヤマキフード株式会社 代表取締役 2021年 7月 アークランドサービスホールディングス株式会社 会長 株式会社U.RAKATA設立 代表取締役社長 (現任) 2023年 3月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ・株式会社U.RAKATA 代表取締役社長	一株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】</b> 臼井健一郎氏は、外食業界における会社経営者として優れた実績を上げてこれ、業態開発などの豊富な経験と幅広い見識を有しております。豊富な経験と幅広い見識から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただいております。引き続きその経験と見識を当社の経営判断に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.平野曜二氏、下野雅承氏、神谷徳久氏及び臼井健一郎氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.下野雅承氏、神谷徳久氏及び臼井健一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって下野雅承氏が4年、神谷徳久氏が5年、臼井健一郎氏が1年となります。
- 4.当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は、下野雅承氏、神谷徳久氏及び臼井健一郎氏との間で責任限定契約を締結しており、これら3名の選任が承認された場合、これら3名との間で当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は平野曜二氏の選任が承認された場合、当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。新任の取締役である候補者の選任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。そして、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6.当社は、平野曜二氏、下野雅承氏、神谷徳久氏及び臼井健一郎氏の選任が承認された場合、4名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、下野雅承氏、神谷徳久氏及び臼井健一郎氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

#### 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は2007年3月16日開催の第25期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議され今日に至っている旨、および、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。ついで、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済状況等諸般の事情を考慮して、年額300百万円以内と定めることとしたい旨、本議案は経済情勢等を考慮して合理的な範囲で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬枠を決定するものであり、本総会終了後の取締役会において変更する予定の取締役の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断している旨、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

#### 第5号議案

### 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、監査等委員会設置会社に移行することとなる旨説明がありました。ついで、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額60百万円以内と定めることとしたい旨、本議案はその職責等を考慮して合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、[監査等委員である取締役の本総会終了後の取締役会において変更する予定の取締役の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも]必要かつ相当な内容であると判断しています。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

#### 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、報酬等として譲渡制限付株式を割り当てることとしたい旨、譲渡制限付株式の割当てのために発行または処分される当社の普通株式の総数については、経済状況等諸般の事情を考慮して、年額100百万円以内とします。

### (ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

株式会社ブロンコビリー（以下「当社」という。）は、当社における社外役員及び社外役員候補者が以下に掲げる要件を全て満たす場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社の業務執行取締役、会計参与、執行役、執行役員又は部長格以上（以下「業務執行者」という。）となったことがないこと。
2. 現在における当社の大株主（※1）又はその業務執行者でないこと。
3. 当社の主要な取引先企業（※2）において最近3年間業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な借入先（※3）において最近3年間業務執行者でないこと。
5. 当社から直近に終了した事業年度において1,000万円を超える寄付を受けた者（※4）でないこと。
6. 当社から取締役・監査役報酬以外に、直近に終了した過去3事業年度の平均で1,000万円を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
7. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。
8. 当社の業務執行者の2親等以内の親族でないこと。
9. その他、当社的一般株主全体との間で利益相反が生じるおそれがない者。

(注)

- ※1 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に所有している者をいう。
- ※2 「主要な取引先企業」とは、当社の仕入先であって、直近に終了した過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社からの支払額が取引先の連結売上高の2%以上を超える取引先をいう。
- ※3 主要な借入先とは、当社の資金調達において代替性がない金融機関等をいう。
- ※4 組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に最近5年間所属していた者をいう。

以上

(ご参考) 取締役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

本総会で議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の専門性と経験は、次のとおりであります。

	氏名	属性	専門性と経験									
			企業経営 経営戦略	店舗運営 営業	店舗開発	商品開発 製造	財務 会計	人事 労務	法務・コンプ ライアンス・ リスク管理	ESG・ サステイ ナブル	IT	
取締役	竹市克弘		○	○	○	○						
	阪口信貴						○	○	○	○	○	
	出口有二			○	○							
	宮本卓		○			○						
	平野曜二	【社外】 【独立】	○					○	○			
	下野雅承	【社外】 【独立】	○							○	○	
	神谷徳久	【社外】 【独立】	○		○							
	臼井健一郎	【社外】 【独立】	○	○	○	○						

【社外】社外取締役候補者 【独立】独立役員候補者

※本表は各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

以上

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「食を通じて人を幸せにしたい」という想いを込めて、「ご馳走カンパニー」の実現という長期ビジョンを掲げ、持続的な付加価値創造と企業価値向上に取り組んでおります。

当連結会計年度（自2023年1月1日至2023年12月31日）におきましては、ウクライナ情勢長期化による資源や原料供給網の弱体化、為替相場の円安などで、原材料やエネルギーコストをはじめとした各種コストのかつてない上昇が高止まりし、収益性の改善においては厳しい状況にあります。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の5類移行などで客数が順調に回復する中でも、食材価格や水光熱費、労働力不足による人件費上昇など、厳しい状況は依然として続いております。

こうした状況下、当社におきましてはコロナ禍でも品質の維持にもっとも重要な主力のパート・アルバイトの雇用維持に努めることで客数の回復にも状態を維持しながら営業ができております。それに加え、コロナ禍以前の集客水準に回復したランチタイムに対応できるよう、ランチメニューの絞り込みによる生産性向上と収益適正化とともに、さらなる集客増を狙った新メニュー追加で来店動機の創出を行いました。ディナータイムでは原料の調達幅を広げ、数量限定での高品質なお買い得ステーキ投入を加速させ、また、2022年から全店展開中の季節感を感じる贅沢スープのメニュー改定など、引き続き高付加価値商品の魅力を提供することでディナー集客の改善に努めてまいりました。そして2022年7月に子会社化した株式会社松屋栄食品本舗では店舗向けソース・ドレッシングなどの製造を本格稼働しました。さらにご家庭でもブロンコビリーを味わえるように、ソース・ドレッシングの店頭販売も開始いたしました。今後、株式会社松屋栄食品本舗で拡張された当社向けの製造ラインでさらなる商品品質向上と店舗数増加に対応できるよう、グループとしての生産体制を整えております。

また、販促面では自社アプリに登録してもらうお客様の数を増やし、季節イベントを通して新規顧客並びにコア顧客層の再来店を促す取り組みを強化し、着実に実績を積み上げております。

そして店舗面では、ブロンコビリーを4店舗（福岡県2・愛知県1・三重県1）、とんかつ かつひろを愛知県で11月に中小田井店、12月に豊明前後店を開店しました。その結果、ブロンコビリー136店舗、とんかつ かつひろ3店舗の合計139店舗となりました。（2023年12月31日現在）

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高233億77百万円、営業利益16億44百万円、経常利益17億8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10億3百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は10億93百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- |         |     |
|---------|-----|
| ①新規出店店舗 | 6店舗 |
| ②改装店舗   | 6店舗 |

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

		第39期 (2020年12月期)	第40期 (2021年12月期)	第41期 (2022年12月期)	第42期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高	(百万円)	—	—	—	23,377
経常利益	(百万円)	—	—	—	1,708
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	—	—	—	1,003
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	67.50
総資産	(百万円)	—	—	—	22,761
純資産	(百万円)	—	—	—	18,646
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	1,248.68

- (注) 1. 2023年12月期より連結計算書類を作成しているため、2022年12月期以前の各数値については記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

		第39期 (2020年12月期)	第40期 (2021年12月期)	第41期 (2022年12月期)	第42期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高	(百万円)	17,272	15,773	19,508	22,801
経常利益	(百万円)	250	1,549	1,020	1,720
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△588	955	687	1,015
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△39.01	63.35	46.15	68.36
総資産	(百万円)	24,495	26,871	21,477	22,685
純資産	(百万円)	17,226	17,962	17,875	18,683
1株当たり純資産額	(円)	1,138.07	1,185.93	1,197.49	1,251.15

- (注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



## (5) 対処すべき課題

当社が属する外食業界におきましては、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行後、個人消費の持ち直し、経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ情勢長期化による資源や原料供給網の弱体化、為替相場の円安などで、依然として先行き不透明な状況が続くことが考えられます。また日用品の高騰や賃上げ停滞等による消費者の節約志向が強まる中、今後も厳しい状況が続くものと予想しております。このような環境の下、商品やサービスの価値づくりを図り、「ご馳走カンパニー」のコンセプトを実現する店づくりを目指し、新規出店及び既存店改装等の設備投資を実施し、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①商品・メニュー開発力の強化

食材仕入先の開拓を継続し、ファクトリー（自社工場）と子会社（株式会社松屋栄食品本舗）による仕入・商品開発・商品製造までを一貫して行う当社グループの強みを活かし、ステーキ・ハンバーグ・サラダバーメニューなどの定期的な改訂を実施しております。またサラダバーでは、あったかご馳走でほっと一息できる「ほっとバー」の提供店舗・地域の順次拡大に取り組む他、新たに出店しておりますとんかつ業態を含めて「ご馳走カンパニー」として商品・メニューの開発に取り組んでまいります。

### ②店舗力の強化

着実に地域のお客様に愛され続ける店舗を実現するために「心地よいひととき」を過ごしていただき、「おいしい料理と気持ちよいサービス」を提供してまいります。また商品力と接客サービス力の向上に加えて、人員配置の適正化とロス低減のため発注精度と食材管理を強化し、収益力と生産性の向上に取り組んでまいります。そして従業員の一人ひとりが経営者意識を持って、部門別採算による収益の向上を目指し、「全員経営」を実践してまいります。

### ③人材確保と人材育成

社員採用は新卒・中途を含めて、さらにパートナー（パート、アルバイト）採用も安定してできるように採用市場の変化に柔軟に対応し人材確保に努めてまいります。また、トレーニングと研修を強化して、採用後の早期戦力化を目指すとともに、次世代を担う幹部社員育成にも取り組んでまいります。

### ④新規出店

出店した地域で長くお客様に愛される店舗の実現のため、収益力の高い物件を厳選しながら、関東、関西地区への出店を強化するとともに、九州地区へのエリア拡大も継続してまいります。また、新業態の開発と多店舗展開を図り、更なる業容の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

ステーキハウス「ブロンコビリー」の営業  
厚切りとんかつと京風おぼんざい「とんかつ かつひろ」の営業

## (7) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

### ① 当社

本 社	名古屋市名東区
名古屋駅オフィスビル (BBビル)	名古屋市中村区
店 舗	「ブロンコビリー」136店舗、「とんかつかつひろ」3店舗
工 場	東海ファクトリー（愛知県春日井市）、関東ファクトリー（神奈川県厚木市）

### ② 子会社（株式会社松屋栄食品本舗）

本 社 ・ 工 場	愛知県犬山市
-----------	--------

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年12月31日現在)

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社松屋栄食品本舗	13,000千円	100.0%	調味料・惣菜等の製造販売

## (9) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
596名 (1,207名)	－

(注) 1. 使用人数は、嘱託社員を除く就業人員であります。

2. 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員の平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。

3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

## ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
575名 (1,181名)	32名増 (39名増)	31.5歳	7.3年

- (注) 1. 使用人数は、嘱託社員を除く就業人員であります。  
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。  
3. 使用人数が前期末に比べ34名増加しておりますが、主として新規出店に伴う採用の増加によるものであります。

## (10)主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	141,000千円
株式会社愛知銀行	20,000千円
株式会社大垣共立銀行	17,360千円

## 2 株式の状況 (2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	22,520,000株
(2) 発行済株式の総数	15,079,000株
(3) 株主数	27,959名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ストロングウィル	4,115,600株	27.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	951,900株	6.40%
株式会社トーカン	375,200株	2.52%
竹市克弘	332,873株	2.23%
ブロンコビリー従業員持株会	310,691株	2.09%
株式会社三菱UFJ銀行	280,000株	1.88%
三菱UFJ信託銀行株式会社	200,000株	1.34%
株式会社愛知銀行	120,000株	0.80%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	117,600株	0.79%
J P モルガン証券株式会社	88,320株	0.59%

(注) 持株比率は、自己株式（213,886株）を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,582株	4名

### 3 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社取締役及び執行役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回次	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	権利行使期間	保有状況	
						取締役	執行役員
第1回	520個	当社普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,725円	1株当たり1円	2016年4月19日から 2056年4月18日まで	392個 (3名)	128個 (2名)
第2回	538個	当社普通株式 5,380株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,066円	1株当たり1円	2017年4月19日から 2057年4月18日まで	420個 (4名)	118個 (2名)
第3回	437個	当社普通株式 4,370株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 3,865円	1株当たり1円	2018年4月18日から 2058年4月17日まで	341個 (4名)	96個 (2名)
第4回	503個	当社普通株式 5,030株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,176円	1株当たり1円	2019年4月17日から 2059年4月16日まで	393個 (4名)	110個 (2名)
第5回	1,048個	当社普通株式 10,480株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 1,670円	1株当たり1円	2020年4月15日から 2060年4月14日まで	834個 (4名)	214個 (2名)
第6回	646個	当社普通株式 6,460株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,200円	1株当たり1円	2021年4月14日から 2061年4月13日まで	565個 (4名)	81個 (1名)

- (注) 1. 上表の各新株予約権は、すべて株式報酬型ストック・オプションであります。
2. 当社は、社外取締役及び監査役には上表の各新株予約権を付与していません。
3. 各新株予約権の主な行使条件については、新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 市 克 弘	株式会社松屋米食品本舗 代表取締役会長
専務取締役	阪 口 信 貴	コーポレート本部長 兼 総務部長
常務取締役	出 口 有 二	営業本部長 兼 西日本地区統括部長 兼 関西営業部長
取締役	宮 本 卓	商品本部長 株式会社松屋米食品本舗 取締役社長
取締役	下 野 雅 承	日本アイ・ビー・エム株式会社 名誉顧問 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ執行役員
取締役	神 谷 徳 久	有限会社クリエイト株式会社 代表取締役 株式会社東亜エンタープライズ 代表取締役 有限会社東亜フロンティア 代表取締役 株式会社東亜コーポレーション 代表取締役 株式会社東亜ホールディングス 代表取締役 東亜事業協同組合 代表理事
取締役	白 井 健 一 郎	株式会社U.RAKATA 代表取締役社長
常勤監査役	塩 田 孝 一	
監査役	平 野 曜 二	平野曜二法律事務所 弁護士
監査役	岩 村 豊 正	監査法人コスモス 代表社員 株式会社プラス 社外監査役 ジャパンバストレスキューシステム株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役下野雅承氏、取締役神谷徳久氏及び取締役白井健一郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役塩田孝一氏及び監査役岩村豊正氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役岩村豊正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は取締役下野雅承氏、取締役神谷徳久氏及び取締役白井健一郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬にかかる決定方針を改定決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議内容について社外役員の意見を踏まえ決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（譲渡制限付株式）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

#### ii. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### iii. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上の貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式を付与することとし、株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額100百万円以内）において、役位等に応じた個数を割り当てるものとします。

#### iv. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の開示情報をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとします。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長竹市克弘氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、業績貢献や業務執行状況を勘案した各取締役の基本報酬の額とします。代表取締役社長竹市克弘氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役に意見を求めるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容を踏まえたくえで決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数は先に定めた算式により決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	92,694	78,890	—	13,804	7
(うち社外取締役)	(8,600)	(8,600)	(—)	(—)	(3)
監 査 役	11,300	11,300	—	—	3
(うち社外監査役)	(8,900)	(8,900)	(—)	(—)	(2)
合 計	103,994	90,190	—	13,804	10
(うち社外役員)	(17,500)	(17,500)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年3月16日開催の第25期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。  
また、当該取締役報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、2016年3月17日開催の第34期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。  
また、当該取締役報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、2022年3月17日開催の第40期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年40,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年3月16日開催の第25期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下野雅承氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の名誉顧問であり、株式会社みずほフィナンシャルグループのグループ執行役員であります。なお、当社と日本アイ・ビー・エム株式会社及び株式会社みずほフィナンシャルグループとの間には、特別の関係はありません。

取締役神谷徳久氏は、有限会社クリエイト式舎、株式会社東亜エンタープライズ、有限会社東亜フロンティア、株式会社東亜コーポレーション、株式会社東亜ホールディングスの代表取締役であり、東亜事業協同組合の代表理事であります。なお、当社と神谷徳久氏が代表取締役を務める6社との間には、特別の関係はありません。

取締役臼井健一郎氏は、株式会社U.RAKATAの代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社U.RAKATAとの間には、特別の関係はありません。

監査役岩村豊正氏は、監査法人コスモスの代表社員であります。なお、当社と監査法人コスモスとの間には特別の関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役岩村豊正氏は、株式会社プラスの社外監査役及びジャパンベストレスキューシステム株式会社の社外取締役であります。なお、当社と株式会社プラス及びジャパンベストレスキューシステム株式会社との間には特別の関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 下野雅承	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。企業経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき積極的に意見を述べており、特に事業運営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役 神谷徳久	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。企業経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき積極的に意見を述べており、特に店舗開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役 臼井健一郎	2023年3月16日就任以降、当期開催の取締役会10回のうち10回すべてに出席いたしました。企業経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき積極的に意見を述べており、特に店舗開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役 塩田孝一	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席し、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。長年にわたる監査業務の経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において業務監査ならびに内部統制システム監査について適宜必要な発言を行っております。
監査役 岩村豊正	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席し、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において会計監査ならびに内部統制システム監査について適宜必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催日数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、事業の基盤である食品の安心、安全を確保し、良い商品を提供し、公正な競争を通じて適正な利益を得るという経済的責任を果たすことにとどまらず、広く社会の一員としてその責務を果たし貢献する企業を目指しています。

このことを踏まえ、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

併せて、事業に影響を与える可能性のある潜在的な事象を識別することにより、リスクの極小化を図り、企業価値の維持、向上、事業目的の達成に努めております。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会の委員長に管理担当役員を任命し、その推進部署をコンプライアンス委員会として、取締役及び使用人が職務を執行するうえで、法令及び定款、企業理念、行動指針に適合して遂行するよう管理する体制を確保し、企業倫理の確立を図る。
- ② 当社は、コンプライアンスの充実のため、研修、広報活動を定期的実施し、当社のCSR活動に役立たせる。
- ③ 当社は、コンプライアンス違反事象が適切にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告されるよう、報告体制を構築する。
- ④ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき業務ラインから独立した立場から、定期的に内部統制システムの運用状況について監査を行い、違反事象が発生した場合は、その解決のために指導、是正勧告を行う。
- ⑤ 当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨を公表し、コンプライアンス体制の充実と徹底を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を、「文書管理規程」に定めるところに従って、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。
- ② 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適宜見直し改善を図る。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会の委員長に管理担当役員を任命し、各部門担当取締役、役職者とともに、各種リスク管理の方針等に関する協議を行い、重要事項については取締役会に報告する。
- ② 当社はリスク管理委員会を全社的なリスクを総括的に管理する部門とし、既存の「品質保証管理規程」、「災害対策規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の徹底を図るとともに、必要なリスク管理規程を新たに制定する。併せて、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、危機が発生した場合、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役は、中期経営計画及び年度総合予算に基づいて、各部門の計画に対して職務を執行し、その状況を定期的に検証する。
- ② 当社は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」により、取締役の権限及び責任の範囲を適切に定め、併せて取締役会への報告ルールを明確にすることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

### **(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置しないが、監査役が使用人の設置を求めた場合には、監査役と協議のうえ、内部監査室員を補助する使用人として速やかに設置する。
- ② 前項の使用人に対しては、その補助すべき期間においては所属長の指揮命令を受けないものとし、人事考課等は監査役が行う体制とする。

## **(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役は、監査役出席の取締役会において「取締役会規程」に基づき、その担当する職務の執行状況を報告し、付議すべき重要な事項について稟議書等で報告する。
- ② 取締役及び使用人は、以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
  - i. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
  - ii. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
  - iii. 法令及び定款ならびに諸規程に違反する行為で重大なもの
- ③ 監査役は、経営会議等主要な会議に出席して、取締役及び使用人から決定事項、業務の執行状況について報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、内部監査部門と定期的に打合せを行い、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求める等緊密な連携を保ち、効果的な監査業務を遂行する。
- ⑤ 取締役及び使用人は、主要な会議の議事録、稟議書、規程等重要な記録・情報を整備保存し、監査役監査の環境を整える。

上記の内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

毎月開催する店長会議等の社内研修や社内報を通じて、企業理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、ホットラインによる内部通報体制の整備や内部監査室による店舗監査を行い、業務の適正性と法令の適合状況を確認し、発見されたリスクについては、取締役、監査役及び部門長に報告し是正しております。監査役及び内部監査室による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。

新型コロナウイルス感染症対策として、取締役及び各部門長による「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じてまいりました。

また、リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。所管業務に関するリスク管理を徹底するため、リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取り締り会及び代表取締役社長に報告しております。

監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査役会を開催している他、内部監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との会合を行っております。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、企業体質の充実、強化を図るため、将来の事業展開に備え内部留保の充実に努めるとともに、業績を勘案しながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記方針に基づき、1株当たり10円とさせていただきました。なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第42期 2023年12月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,707,592</b>
現金及び預金	7,649,594
売掛金	931,175
商品及び製品	187,530
原材料及び貯蔵品	654,014
前払費用	217,999
その他	67,279
<b>固定資産</b>	<b>13,053,766</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,224,253</b>
建物及び構築物	6,756,643
機械装置及び運搬具	152,803
工具、器具及び備品	573,836
土地	2,724,457
その他	16,512
<b>無形固定資産</b>	<b>245,296</b>
借地権	87,165
ソフトウェア	113,743
のれん	21,821
その他	22,565
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,584,216</b>
投資有価証券	145,603
長期前払費用	73,379
長期預金	1,000,000
差入保証金	1,074,507
繰延税金資産	224,258
その他	66,468
<b>資産合計</b>	<b>22,761,359</b>

科目	第42期 2023年12月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,446,587</b>
買掛金	886,466
短期借入金	58,360
1年内返済予定の 長期借入金	120,000
リース債務	21,718
未払金	1,050,845
未払法人税等	457,757
契約負債	123,846
賞与引当金	55,010
販売促進引当金	96,033
その他	576,548
<b>固定負債</b>	<b>668,142</b>
リース債務	245,817
資産除去債務	409,760
その他	12,564
<b>負債合計</b>	<b>4,114,729</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>18,529,069</b>
資本金	2,210,667
資本剰余金	2,122,380
利益剰余金	14,683,031
自己株式	△487,009
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>32,726</b>
その他有価証券評価差額金	32,726
<b>新株予約権</b>	<b>84,834</b>
<b>純資産合計</b>	<b>18,646,629</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,761,359</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第42期
	2023年1月1日から 2023年12月31日まで
売上高	23,377,650
売上原価	8,069,825
売上総利益	15,307,825
販売費及び一般管理費	13,663,560
営業利益	1,644,264
営業外収益	99,518
受取利息及び配当金	7,715
その他	91,802
営業外費用	34,987
支払利息	737
その他	34,250
経常利益	1,708,795
特別利益	185
固定資産売却益	185
特別損失	259,456
固定資産除売却損	28,857
減損損失	227,461
その他	3,138
税金等調整前当期純利益	1,449,523
法人税、住民税及び事業税	544,844
法人税等調整額	△98,500
当期純利益	1,003,179
親会社株主に帰属する当期純利益	1,003,179

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

第42期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高	2,210,667	2,120,664	13,944,151	△506,753	17,768,729
連結会計年度中の 変動額					
連結範囲の変動			△26,527		△26,527
剰余金の配当			△237,772		△237,772
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,003,179		1,003,179
自己株式の取得				△80	△80
自己株式の処分		1,715		19,823	21,539
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)					—
連結会計年度中の 変動額合計	—	1,715	738,880	19,743	760,339
2023年12月31日残高	2,210,667	2,122,380	14,683,031	△487,009	18,529,069

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2023年1月1日残高	21,660	21,660	84,834	17,875,224
連結会計年度中の 変動額				
連結範囲の変動				△26,527
剰余金の配当				△237,772
親会社株主に帰属 する当期純利益				1,003,179
自己株式の取得				△80
自己株式の処分				21,539
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	11,065	11,065	—	11,065
連結会計年度中の 変動額合計	11,065	11,065	—	771,405
2023年12月31日残高	32,726	32,726	84,834	18,646,629

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数及び連結子会社の名称
  - ・連結子会社の数 1社
  - ・連結子会社の名称 株式会社松屋栄食品本舗

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・該当事項はありません。

### (3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から株式会社松屋栄食品本舗を連結の範囲に含めております。これは、株式会社松屋栄食品本舗の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社松屋栄食品本舗の決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (5) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

- ・その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
  - 以外のもの

##### ロ 棚卸資産

- ・商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

##### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、借地権については契約年数を基準とした定額法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

ハ 長期前払費用 均等償却によっております。

## ニ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、賞与の支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

#### ロ 販売促進引当金

顧客に交付した販売促進券及びポイントの将来の使用による販売促進費の計上に備えるため、販売促進券及びポイントの未使用額に対して過去の回収実績率を乗じて当連結会計年度負担分を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (i) 商品及び製品の販売

飲食事業においては、商品及び製品の販売を行っており、顧客に商品及び製品を提供した時点で収益を認識しております。

#### (ii) クーポン及びポイント

売上時に配布したクーポン及び付与したポイントについては、顧客がクーポン及びポイントを使用するごとに値引を行う義務を負っており、当該クーポン及びポイントの使用時又は失効時に履行義務が充足され、収益を認識しております。

### ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

会計上の見積りによる当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	10,224,253千円
無形固定資産	245,296千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候があると認められる場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

資源価格や原材料の仕入価格の高騰、人件費の上昇等により、前事業年度及び当連結会計年度の営業損益がマイナスとなっている店舗に減損の兆候が認められました。減損の兆候が認められた店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回った店舗については、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	13,749千円
土地	143,008千円
計	156,757千円

###### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	120,000千円
計	120,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,858,441千円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループに基づき減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	金額 (千円)
京都府	直営店舗 (当社1物件)	建物等	66,504
愛知県	直営店舗 (当社1物件)	建物等	26,814
兵庫県	直営店舗 (当社1物件)	建物等	48,621
神奈川県	直営店舗 (当社2物件)	建物等	85,519

資産のグルーピングは、直営店については継続的な収支の把握を行っていることから各店舗をグルーピングの最小単位としております。

収益性が著しく低下した店舗について資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額227,461千円（建物及び構築物206,744千円、工具、器具及び備品9,405千円、その他11,311千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値によっております。なお、割引率については閉店を決定した店舗は使用見込期間が短いため考慮しておりません。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,079,000株	—	—	15,079,000株

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	222,567株	29	8,710	213,886株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、2023年3月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月14日付で行った、譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分による減少であります。

### (3) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年1月16日取締役会	普通株式	118,851	8	2022年12月31日	2023年2月24日
2023年7月18日取締役会	普通株式	118,920	8	2023年6月30日	2023年9月1日

### (4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年1月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	148,651	10	2023年12月31日	2024年3月6日

### (5) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,920株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用を行っており、また、資金調達については主として銀行借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については現在利用しておりませんが、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。回収期間は短期であり、貸倒実績はありません。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は、株式であり上場株式については市場価格の変動リスクに、非上場株式については発行会社の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクの軽減に努めております。

差入保証金は、主に本店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び建設協力金であり、貸主の信用リスクに晒されており、当該リスクについては、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握によりリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金については、原則1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成して管理しております。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	145,603	145,603	—
長期預金	1,000,000	876,362	▲123,637
差入保証金	1,074,507	999,710	▲74,796
資産計	2,220,110	2,021,676	▲198,434
リース債務	267,535	249,245	▲18,290
負債計	267,535	249,245	▲18,290

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払法人税等は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	7,649,594	—	—	—
売掛金	931,175	—	—	—
長期預金	—	—	—	1,000,000
差入保証金	47,487	256,208	289,313	496,964
合計	8,628,257	256,208	289,313	1,496,964

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	58,360	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	120,000	—	—	—	—	—
リース債務	21,718	21,810	21,718	20,718	20,218	161,351
合計	200,078	21,810	21,718	20,718	20,218	161,351

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	145,603	—	—	145,603

#### ②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	876,362	—	876,362
差入保証金	—	999,710	—	999,710
資産計	—	1,876,072	—	1,876,072
リース債務	—	249,245	—	249,245
負債計	—	249,245	—	249,245

(注) 1.時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

#### 長期預金、差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

#### リース債務

リース債務の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。



## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	飲食事業
直営店	
東海地区	10,271,925
関東地区	8,213,528
関西地区	3,758,739
九州地区	557,328
その他	576,127
顧客との契約から生じる収益	23,377,650
その他の収益	—
外部顧客への売上高	23,377,650

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	744,062
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	931,175
契約負債 (期首残高)	85,763
契約負債 (期末残高)	123,846

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,248円68銭
1株当たり当期純利益	67円50銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	67円33銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	1,003,179千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,003,179千円
普通株式の期中平均株式数	14,862,445株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	36,907株

## 11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9～38年と見積り、割引率は0.00%～3.97%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	372,288千円
連結範囲の変動	20,733千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	18,398千円
時の経過による調整額	2,809千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△4,470千円</u>
期末残高	<u>409,760千円</u>

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第42期 2023年12月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,453,560</b>
現金及び預金	7,547,602
売掛金	860,709
商品及び製品	132,783
原材料及び貯蔵品	622,261
前払費用	213,327
その他	76,876
<b>固定資産</b>	<b>13,232,262</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,129,425</b>
建物	5,967,844
構築物	710,419
機械及び装置	140,693
工具、器具及び備品	569,497
土地	2,724,457
建設仮勘定	16,512
<b>無形固定資産</b>	<b>213,667</b>
借地権	78,558
商標権	936
ソフトウェア	112,858
その他	21,314
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,889,169</b>
投資有価証券	112,154
関係会社株式	121,163
出資金	20
関係会社長期貸付金	242,995
長期前払費用	65,962
長期預金	1,000,000
差入保証金	1,063,447
繰延税金資産	224,258
その他	59,168
<b>資産合計</b>	<b>22,685,823</b>

科目	第42期 2023年12月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,356,935</b>
買掛金	849,288
短期借入金	58,360
1年内返済予定の 長期借入金	120,000
リース債務	21,718
未払金	1,009,229
未払費用	99,432
未払法人税等	457,656
未払消費税等	368,704
契約負債	123,846
預り金	99,472
賞与引当金	49,600
販売促進引当金	96,033
その他	3,591
<b>固定負債</b>	<b>645,537</b>
リース債務	245,725
資産除去債務	388,769
その他	11,043
<b>負債合計</b>	<b>4,002,472</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>18,568,392</b>
資本金	2,210,667
資本剰余金	2,122,380
資本準備金	2,120,664
その他資本剰余金	1,715
<b>利益剰余金</b>	<b>14,722,355</b>
利益準備金	58,887
その他利益剰余金	14,663,467
固定資産圧縮積立金	6,266
別途積立金	1,000,000
繰越利益剰余金	13,657,201
<b>自己株式</b>	<b>△487,009</b>
評価・換算差額等	30,123
その他有価証券評価差額金	30,123
<b>新株予約権</b>	<b>84,834</b>
<b>純資産合計</b>	<b>18,683,350</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,685,823</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：千円)

科目	第42期
	2023年1月1日から 2023年12月31日まで
売上高	22,801,523
売上原価	7,671,448
売上総利益	15,130,074
販売費及び一般管理費	13,468,279
営業利益	1,661,795
営業外収益	98,108
受取利息及び配当金	7,807
その他	90,301
営業外費用	39,363
支払利息	740
その他	38,622
経常利益	1,720,541
特別利益	185
固定資産売却益	185
特別損失	258,403
固定資産除売却損	27,803
減損損失	227,461
その他	3,138
税引前当期純利益	1,462,322
法人税、住民税及び事業税	544,641
法人税等調整額	△98,294
当期純利益	1,015,976

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

第42期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2023年1月1日残高	2,210,667	2,120,664	—	2,120,664	58,887	7,174	1,000,000	12,878,089	13,944,151	△506,753	17,768,729
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△908		908	—		—
剰余金の配当								△237,772	△237,772		△237,772
当期純利益								1,015,976	1,015,976		1,015,976
自己株式の取得										△80	△80
自己株式の処分			1,715	1,715						19,823	21,539
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											—
事業年度中の変動額合計	—	—	1,715	1,715	—	△908	—	779,112	778,203	19,743	799,663
2023年12月31日残高	2,210,667	2,120,664	1,715	2,122,380	58,887	6,266	1,000,000	13,657,201	14,722,355	△487,009	18,568,392

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2023年1月1日残高	21,660	21,660	84,834	17,875,224
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△237,772
当期純利益				1,015,976
自己株式の取得				△80
自己株式の処分				21,539
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	8,462	8,462		8,462
事業年度中の変動額合計	8,462	8,462	—	808,126
2023年12月31日残高	30,123	30,123	84,834	18,683,350

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

- ・ 其他有価証券
- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
- ・ 子会社株式

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。  
移動平均法による原価法によっております。

#### ② 棚卸資産

- ・ 商品、製品、原材料
- ・ 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、借地権については契約年数を基準とした定額法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

#### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

#### ④ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

#### ② 販売促進引当金

顧客に交付した販売促進券及びポイントの将来の使用による販売促進費の計上に備えるため、販売促進券及びポイントの未使用額に対して過去の回収実績率を乗じて当事業年度負担分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (i) 商品及び製品の販売  
飲食事業においては、商品及び製品の販売を行っており、顧客に商品及び製品を提供した時点で収益を認識しております。
- (ii) クーポン及びポイント  
売上時に配布したクーポン及び付与したポイントについては、顧客がクーポン及びポイントを使用するごとに値引を行う義務を負っており、当該クーポン及びポイントの使用時又は失効時に履行義務が充足され、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

会計上の見積りによる当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	10,129,425千円
無形固定資産	213,667千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候があると認められる場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

資源価格や原材料の仕入価格の高騰、人件費の上昇等により、前事業年度及び当事業年度の営業損益がマイナスとなっている店舗に減損の兆候が認められました。減損の兆候が認められた店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回った店舗については、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

建物	13,749千円
土地	143,008千円
計	156,757千円

###### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	120,000千円
計	120,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,178,620千円

##### (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	10,872千円
関係会社に対する短期金銭債務	47,541千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引による取引高	411,136千円
営業取引以外の取引による取引高	3,508千円

##### (2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループに基づき減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	金額 (千円)
京都府	直営店舗 (当社1物件)	建物等	66,504
愛知県	直営店舗 (当社1物件)	建物等	26,814
兵庫県	直営店舗 (当社1物件)	建物等	48,621
神奈川県	直営店舗 (当社2物件)	建物等	85,519

資産のグルーピングは、直営店については継続的な収支の把握を行っていることから各店舗をグルーピングの最小単位としております。

収益性が著しく低下した店舗について資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額227,461千円 (建物185,237千円、構築物21,507千円、工具、器具及び備品9,405千円、その他11,311千円) を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値によっております。なお、割引率については閉店を決定した店舗は使用見込期間が短いため考慮しておりません。



## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	222,567株	29	8,710	213,886株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、2023年3月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月14日付で行った、譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分による減少であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	39,578千円
減損損失	160,411千円
借地権償却	67,088千円
投資有価証券評価損	1,750千円
未払金	16,347千円
契約負債	34,939千円
賞与引当金	15,177千円
販売促進引当金	29,386千円
資産除去債務	118,963千円
その他	33,041千円
繰延税金資産小計	<u>516,684千円</u>
評価性引当額	<u>△225,668千円</u>
繰延税金資産合計	<u>291,015千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△50,709千円
固定資産圧縮積立金	△2,762千円
その他有価証券評価差額金	<u>△13,284千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△66,757千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>224,258千円</u>

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した一部の店舗建物については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 松屋米食品本舗	直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 資金の回収	45,000千円 31,005千円	関係会社 長期貸付金	242,995千円
				利息の受取	749千円	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,251円15銭

1株当たり当期純利益 68円36銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 68円19銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	1,015,976千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,015,976千円
普通株式の期中平均株式数	14,862,445株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に用いられた普通株式増加数	36,907株

## 12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9～31年と見積り、割引率は0.00%～2.03%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	372,288千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	18,398千円
時の経過による調整額	2,552千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,470千円
期末残高	<u>388,769千円</u>

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社ブロンコピリー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中野 孝哉  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 章裕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブロンコピリーの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブロンコピリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社ブロンコピリー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中野 孝哉  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 章裕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロンコピリーの2023年1月1日から2023年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- 1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社プロンコビリー 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 塩田 孝一 ㊞  
監査役 平野 曜二 ㊞  
監査役  
(社外監査役) 岩村 豊正 ㊞

以 上



# 株主総会会場ご案内図



## 会場

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号  
ウイングあいち（愛知県産業労働センター）2階 大ホール 電話（052）571-6131(代)

## 経路

JR名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分  
ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。